契約書英語 第1日目 (基本概念)

- 1. 講師 (T.B.D.)
- 2. 英文国際ビジネス契約書の概念と実際
- 3. 本日の講義の目的 法律の知識と併わせて説明
- 4. 前段
  - What's 英文契約
    - 単なる日本語翻訳ではない
    - 一定の約束ごと
      - 特殊な英語制約のある英語
        - 口語が流暢な人でもよく分からないことが多い
      - 契約書のスタイル
        - 典型的なパターンがある
    - 最近の日本語契約も、英文契約のスタイルを踏襲しつつある
    - 読むのが嫌になる
      - しかしパターンは同じ
  - 英文v.s.日文の違い
    - 分量(厚さ)が違う
      - 日本なら10ページ弱
      - 英文なら100ページを越える場合もある
      - 理由は何か？
        - 日文は「性善説」
          - 悪くなった場合を考えていない
          - 揉め事を好まない
            - 結果的に「不利益」がある
          - 『この契約書に定められていない場合は、別途云々誠意を持って』という一般条項が含む
        - しかし、コストパフォーマンスに合わんなぁ
        - 英文は「性悪説」
          - 「トラブルは絶対に起きる」という思想に基づく
          - 優れた契約とは、悪いことを全て対処できるもの
            - 何の意味も無していないと考える
              - 全トラブルを想定する
          - 過度に精密かつ正確な表現する
          - 歴史的背景
            - 例 「新しい」
              - 「新しい」の英単語をズラズラ並べる
- 5. 基礎知識
  - 契約の意義
    - 当事者の意思表示の合致
      - 例 Aさんが申し込み、Bさんの受諾という「意思表示」で契約が成立する
      - 例 100万円の売価に対する90万のオファー→契約は成立していない
        - 90万円で一致した場合に、意思表示の合致が成立
  - 契約の目的
    - (1)法律上拘束力を持つ約束をする為
      - (a)合意内容の記録、確認
      - (b)責任範囲の明確化
      - 「拘束力」とは
        - 司法判断で、契約内容を強制(無理矢理履行)させ得ること
        - 例 AさんがBさんに100万円を払わなかった場合に、裁判で判断する。
    - (2)リスク分担を行う為
      - 不測の事態に対する事前のリスク分担の明示
        - 主体、客体、手続の明記
      - 方向としては、自分のリスクを最小限にする
      - 例 支払い義務が発生するか否か
        - 家の引渡しに関して1週間後の15時に引き渡す契約
        - 14時に地震が発生→倒壊。修理不可能
        - 解答 支払い義務が発生
        - 理由 民法上の規定では建築物については債権者主義を採用
          - 買い主が負担を追う
            - 但し、当事者間の合意で変更可能
  - トピック 契約に書面は必須ではない
    - 意思表示が合致すれば良く立証できれば良い
    - 電子メールでも良いのか？
    - 契約は、意思表示の記録、証拠
      - 基本的には証拠能力
      - 現実には契約がないことは致命的
- 6. 契約の成立4要件
  - 契約はこれだけで成立
  - 成立(発生)要件
    - (1)契約締結の意思(×意志)(Intent to be bound)
      - 口頭だけでもO.K.
        - 但し、対象(不動産等)によっては書面を必須とする場合がある
      - しかし、意思の確認方法が分からん
        - 世界的な共通規格はない
        - 通常は、サイン、捺印
      - 「サイン」の主体的要件
        - 代表取締役(社長)が一般的
          - 新入社員がしても、契約には拘束力を生じない
            - 契約は無効
          - 社長でなくても署名の権限がある場合がある
          - しかし、CFO、CEO→会社の権限が本当にあるかどうかは不明
            - 契約は無効
        - この違いがよく分からん
    - (2)当事者間の合意(Mutual Agreement)
      - 「意思の合致」により成立
  - 有効性要件
    - (3)合意内容の明確性(Clarify and definitenss of agreed terms)
      - 裁判官の判断に因るから
      - 強制執行の範囲の規定もするから
    - (4)契約内容の合法性(Legality)
      - 法律上無効であるということ
        - 例 暗殺の委託
          - 裁判で強制執行できないということ
          - 公序良俗違反(民90条)
- 7. 大陸法と英米法の対比
  - 背景
    - 大陸法 議会に因る
    - 英米法 判決内容が法律となっている
      - 慣習法(コモンロー)
  - 共通点
    - 成立要件 意思、合意、明確性、合法
  - 差違点
    - 英米法
      - 上記にプラスする5つ目の要件
        - これがないと契約が成立しない
          - 一方的な「贈与」等は契約に当たらない
          - なんでも良いから交換する必要がある
          - 双方が提供するconsideration が見あっている必要はない
            - マンションを胡椒一粒で購入しても良い(Peppercorn consideration)
        - considertation(約因、対価)
          - 対価の交換があるという要件
          - 使用権、印税等
  - 留意点
    - 英文契約では日本語に置き換えれない文言がある
    - 書類の交換により契約が成立してしまうおそれがある
      - 法律上、契約にサインも捺印もいらないから
      - 対策
        - "Subjet to contract"と記載する
          - ドラフトは、拘束力を生じさせないことを
        - "FOR DISCUSSION PURPOSE ONLY"は記載しない方が良い
          - 契約締結の意思がないことを明確にしていない為
- 8. 契約書と他の文章の区別
  - 他の文章
    - LOI,MOU (Step.1)交渉から締結まで
    - 取引を中止させ得る
    - 価格や契約内容にも影響する
      - Due Diligence(DD) その間
    - Definitive Agreement(DA) Signing (Step.2)締結
    - 支払い、引渡し等 Closing (Step.3)履行
    - 登場の時系列
    - Letter of Intent 2〜3ページ程度 LOI
    - Memorandum of Understanding MOU
    - 結論
      - 判断手法はない
    - 理由
      - 契約には、サインも書面も不要
      - どの段階で契約が成立しているかは、明確なものはない
      - LOI,MOUと書いてあっても、内容から「予備的」と言えない場合には、契約成立とみなされる場合もある
      - 5要件の成否？
        - 5要件が混在している場合もある
    - これは契約か否か？
      - 最終契約前
      - 三井住友とUFJとの独占交渉義務の合意書(LOI)
        - UFJが独占交渉権の義務を負っていた
          - 契約違反？
        - UFJは東京三菱と交渉→業務提携に至った
        - 但し、合意後の利益も含めた損害賠償としては却下された
        - 怒った三井住友→UFJを提訴→勝訴判決
        - 例
        - LOIの中には拘束力のあるものとないものの両方が含まれる
        - 具体例
    - こういう曖昧さをなくすには？
      - きちんとした技がある
        - "This is a non-binding Lette of Intent" 簡単な方法
        - "Subject to Contract" よくない方法
        - "This is a letter of intent only. Except for the provisions stated in Paragraph 7" 確実な方法
    - サンプルLOI
      - 「しかしながら」(原則に対する例外の規定) provided, however
- 9. 契約の効果
  - 契約の当事者は誰か
    - 原則として契約当事者が契約の義務を負う
    - 当事者以外の関連会社、従業員は契約に拘束されない
      - 従業員の勝手を許さないにはH立に対して開示を行わないようにさせる義務を負わせる条文を作る
      - でも、関連会社、従業員にはConsiderationが必要(？)
    - 法人とは何のことか？
      - 法人格
        - 従業員を含まない
        - 従業員が勝手なことをやったら？
          - 従業員は拘束されていない
          - H立自身が勝手なことをやった場合ではない
        - 従業員がかってをやったらH立がやった、とみなすという規定があるかどうかで決定する
          - 裁判所が決定する
          - 契約書に書いていない場合は、基本的にはなかったことになる
      - 自然人
        - 個人の場合でも、契約能力が必要である
          - 未成年者
            - 後で取り消すことができる
          - 破産者
- 10. 契約解釈の基本原則
  - 当事者意思の尊重
    - 曖昧な部分があっても、その意思に基づき解釈する
      - 議事録とかは結構マメに取る等が重要
      - 振込手数料とかも、
    - 意思をそのまま記載するということもやってしまうことがある
    - 例 Aの購入金額に対し1億円払う
      - LOIには「1億円(税抜き)」と記載されていたとする
- 11. 契約書の作成と解釈
  - 契約の履行地
    - 当該国における、商慣習、国民感情、一般常識を勘案
    - 相手側の国で、祝祭日
    - ×Republic of China、○People's Republic of China
  - 差別用語の使用
  - 契約当事者の特性
  - 準拠法
    - 準拠法はなくても、契約締結は可能
    - 抵触法とは
      - 「抵触法」なるものがある
      - 契約という行為にもっとも密接に関連のある地域の法律が適用となる
      - 実体法しか選択できない
        - 実体法
          - 民法、刑法
        - 手続法
          - どのような手続によって実現していくかを規定
      - 誰が選択するの？
      - 強行法規に関しては選択できない
        - 例 公序良俗(民90条)
  - 契約違反に対する救済
    - 例 懲罰的損害賠償
      - 日本では違法
      - 損害以上の金銭的債権
  - 特定な表現や単語も特殊な意味を持つ場合がある
- 12. 契約書作成における「技」と「芸」
  - 例
    - ×毎月30日を支払日 ○毎月末日を支払日
    - 矛盾するパラグラフを回避
    - 当事者の意思をダイレクトに記載する
    - 会社の支配権が第三者に移転された場合には、契約を解除するという規定
      - 合併等
      - "Change of control"
- 13. その他の実用面
  - (1)先例の使用は危険もある
    - 以前：機械の契約
    - 今回：Xmasケーキの契約
      - 15日以内に解除
      - 12/25以降に意味なし
  - (2)契約と強行法規で矛盾→法律が優先
    - 強行法規
      - 独占禁止法
      - 税法
      - 輸出規定
  - (3)契約文言の全てを理解する